

○商工委員会

内閣提出法律案(二件)

番号	件名	院議先			参議院			衆議院			備考
		月日	提出	付委員会	委員会	議決会	本会議	付委員会	議員会	決議会	
2	一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(閣法第二号)	衆 大正10年1月 大正11年10月 (予)	大正10年1月 大正11年10月 (予)	可 大正11年6月 決 大正11年6月	可 大正11年6月 決 大正11年6月	議決会 大正11年6月 可 大正11年6月	本会議 大正11年6月 決 大正11年6月	付委員会 大正11年6月 議員会 大正11年6月 決議会 大正11年6月	議員会 大正11年6月 決 大正11年6月	決議会 大正11年6月 可 大正11年6月	
4	特定石油製品輸入暫定措置法案	" 大正11年3月 大正11年3月 大正11年3月 大正11年3月	" 大正11年3月 大正11年3月 大正11年3月 大正11年3月	可 大正11年3月 決 大正11年3月	可 大正11年3月 決 大正11年3月	議決会 大正11年3月 可 大正11年3月	本会議 大正11年3月 決 大正11年3月	付委員会 大正11年3月 議員会 大正11年3月 決議会 大正11年3月	議員会 大正11年3月 決 大正11年3月	決議会 大正11年3月 可 大正11年3月	

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の期限を延長するとともに、一般ガス事業会社を対象から外し、一般電気事業会社についての社債発行限度倍率の拡大を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のことおりである。

本法律案は、今後一般電気事業会社の設備投資のための資金需要が大幅に増加する見通しであることからがみ、昭和五十一年に十年間の限時法として制定された一般電気

一、題名を「一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法」に改め、一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特

る特例を廃止し、一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例を定めるものとする。

二、一般電気事業会社の社債発行限度倍率を現行の「商法の社債発行限度の四倍」から「六倍」に改正する。

三、法律が失効するものとされる期限の規定及び失効後の経過措置に関する規定を削除する。

委員長報告

ただいま議題となりました一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今後大幅に増大する見込みの一般電気事業会社に係る設備投資の資金需要に対処して、電気の安定供給を図るため、一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例措置を当分の間継続するとともに、その社債発行限度額を現行の商法に定められた社債発行限度額の特例措置である四倍から六倍に引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、電気事業の設備投資及び資金調

達の見通し、電力債による公社債市場への影響、電力投資による内需拡大効果、電気料金と円高差益還元問題などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党的市川理事より、本法律案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、円高差益の取り扱い等に関する附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

特定石油製品輸入暫定措置法案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、最近における石油製品貿易をめぐる国際環境の著しい変化等に伴い、我が国がこれまで輸入を行つていなかつた揮発油等の石油製品についても輸入を行つてく必要性が高まつて いることにかんがみ、その輸入が円滑に行われることを確保するための措置を講じようとするも

のであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

「特定石油製品」とは、揮発油、灯油及び軽油をいう。

二、登録

(1) 特定石油製品の輸入の事業を行おうとする者は、特定石油製品の種類ごとに、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(2) 通商産業大臣は、登録の申請が次の条件に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

イ 申請に係る特定石油製品の輸入量が変動した場合に對応するため、石油製品の得率の調整を行うのに必要な設備を有すること。

ロ 申請に係る特定石油製品若しくは原油を貯蔵するために必要な施設を有すること。

ハ 申請に係る特定石油製品で輸入されるものについてその品質を調整し使用者の需要に適合させるため必要な設備を備えていること。

三、品質に関する勧告

通商産業大臣は、特定石油製品輸入業者が輸入した特定石油製品で販売しようとするものの品質が使用者の需

要に適合していないと認めるとときは、当該輸入業者に対し、品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

四、輸入業者の努力

特定石油製品輸入業者は、当該製品の円滑な輸入に努めなければならない。

五、廃止

この法律は、昭和六十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

六、その他

罰則その他所要の規定を置く。

なお、衆議院において、本法律の廃止期限について、「昭和七十一年三月三十一日までに廃止するものとする」との修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました特定石油製品輸入暫定措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の国際石油情勢の緩和に伴い、揮発油

等の石油製品の国際市場が拡大し、我が国もこれまで輸入を行つていなかつた石油製品について輸入を行う必要性が生じたため、当分の間、揮発油等の輸入業者について登録を行い、輸入の円滑化をはかるとともに、品質の確保に関する勧告ができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際石油情勢の見通し、我が国石油業界の諸問題、特定石油製品輸入業者の登録要件、衆議院での修正の経緯などについて、質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党福間理事より反対、自由民主党・自由国民會議松岡理事より賛成、日本共産党市川理事より反対、参議院の会木本委員より反対の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対しても、「内外石油情勢の変化に対応して、適宜適切に本法の見直しをするべきである」との附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。